

【国民健康保険にご加入の方へ】

交通事故などのケガで国保を使うときは必ず届出を！

その治療費、皆さんが納めた国保税から立て替えられています！

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合、届出がないと、本来加害者が負担すべき医療費を、皆さまの大切な国保税で負担することになります。税金や医療費を正しく使うため、国保担当窓口への届出と、調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

届出をした場合



届出をしなかった場合



◆「第三者行為」とは？

他人の行為が原因でケガをし、国保で治療を受ける場合です。例えば……

交通事故	暴力行為	ペット	施設事故	食中毒
車・バイク 自転車等 	喧嘩・ 殴り合い によるケガ 	他人の犬に 噛まれた 	店の床の 滑り 設備欠陥 	飲食店での 食事原因

◆「傷病原因調査」へのご協力

第三者行為の疑いがある治療について「傷病原因の調査票」をお送りする場合があります。大切な国保税を適正に運用するための調査ですので、ご理解と回答のご協力をお願いいたします。

◆なぜ勝手に「示談」してはいけないの？

⚠ 示談を結ぶと町が加害者へ請求できなくなり、立替分が被害者へ返還請求されることがあります！



※社会保険の方や職場・通勤中の事故(労災)は手続きが異なります
※これは一例です。実際の金額は事案により異なります

問 健康保険課 ☎945-2204

滞納ゼロの町をめざします

町では、滞納をなくすためにさまざまな取り組みを行っています。未納があれば、放っておかないで必ずご相談ください。

納税(分納)相談

町税を納期限までに納めることができない場合は、ご相談ください。

納税催告

納期限を過ぎても納付のない方へ催告書を送り、電話や訪問などを行います。

財産調査

税金を滞納してしまうと、その方のすべての財産に対する調査が行われます。その対象は、官公署や銀行などの金融機関、生命保険会社等に及びます。

給与調査

滞納をしている方が給与所得者(サラリーマンなど)の場合、給与の差押えをするため勤務先に対して給与調査が行われます。

滞納処分

滞納額を納めない場合、やむを得ず財産を差押えることになります。土地や建物ばかりでなく、預貯金、給与、自動車、生命保険などもその対象となります。その後も納付にいたらない場合は、差押えた財産の公売を行うことがあります。

延滞金

延滞金は納期限の翌日から加算され、納期限の翌日から1カ月を経過した日以降は、令和8年現在では8.7%となっています。延滞金を増やさないためにも納期限内に納めましょう。

令和8年度

町県民税・森林環境税第3期分の納期限は11月2日(月)です

〈便利な口座振替〉

口座振替の申請方法が簡単になりました。
詳しくはこちら▶



与那原町公式ラインの納期限通知機能をご活用ください。
※LINEアプリで読み取り▶



口座振替日は
10月26日(月)

納め忘れに
ご注意ください

問 税務課 ☎945-4477

税務大学校「公開講座」の開催について

税務大学校では、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、11月の「税を考える週間」に合わせて、公開講座を開催します。

公開講座では、大学教授や税務大学校職員等を講師に、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方々に参加いただけるよう、身近な税に関する情報や最近の税に関する動向のほか国際課税などの講座を予定しています。

なお、公開講座はオンデマンド形式で配信します。事前に申込みをしていただくと、開催期間中、オンライン上での受講が可能です。

■ 詳細につきましては、令和8年10月より順次、国税庁(税務大学校)ホームページに掲載予定です。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/index.htm>)



問 那覇税務署 ☎867-3101